

辰野町プレミアム付デジタル商品券

- ・加盟店規約
- ・募集要項
- ・個人情報の取扱いに関する事項

辰野町プレミアム商品券事務局（サポートセンター）

2026 年 7 月 10 日

辰野町プレミアム付デジタル商品券加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、辰野町プレミアム付デジタル商品券取扱加盟店（以下「取扱加盟店」という。）が、その店舗、施設等において辰野町プレミアム付デジタル商品券による物品及びサービスの提供（以下「役務提供等」という。）に対する対価の受取を行う場合の、事務局と取扱加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものです。

第2条（定義）

本規約において利用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「事務局」

辰野町から委託を受けた辰野町プレミアム商品券事務局を指します。

2 「取扱加盟店」

本規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局が承認した個人、法人及び団体を指します。

なお、取扱加盟店の参加資格、遵守事項、申込手順等は、別途設ける募集要項において定めるものとします。

3 「商品券」

辰野町が物価高騰対応家計支援として実施する辰野町プレミアム付デジタル商品券事業のために事務局が発行する、あらかじめ定める期間内で取扱加盟店において、利用可能なプレミアム付き電子商品券を指します。

4 「利用者」

商品券を取扱加盟店で利用する者を指します。

5 「商品券取引」

利用者が取扱加盟店で役務提供等を受けた場合、その価額を商品券で決済することを指します。

6 「商品券精算」

取扱加盟店と事務局が、商品券取引により生じた決済額を取扱加盟店と事務局との間で精算することを指します。

7 「二次元バーコード」

商品券取引に際し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店における商品券取引に必要な情報を記録したものを指します。（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

第3条（加盟店の義務）

1 取扱加盟店は、商品券を商品券取引以外の目的で、利用してはならないこととします。

また、従業員等、取扱加盟店の関係者が利用者として、当該取扱加盟店において商品券取引を行ってはならないこととします。

2 取扱加盟店の申し込みは、別途設ける募集要項に基づくものとし、登録後も同要項の記載内容を理解し、本契約の適正な履行に努めるものとします。

3 取扱加盟店は、商品券取引を行う場合には、次の事項を利用者のスマートフォン等（以下「利用端末」という。）で必ず確認するものとします。

- ・商品券利用日時
- ・商品券利用金額
- ・当該商品券取引にかかる取扱加盟店名が自らのものであること
- ・支払完了画面の取扱加盟店名、決済金額、決済日時

4 取扱加盟店は、停電、システム障害、通信障害、またはシステム保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合

には、商品券取引を行うことができない可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。

5 取扱加盟店は、利用者の商品券を表示する利用端末の故障等により、二次元バーコードを読み取ることができない場合は、取扱加盟店毎に割り当てた数字で商品券取引を実施するものとします。

6 取扱加盟店は、商品券精算の結果に異議がある場合は、精算額受領後1週間以内に事務局に申し立てるものとします。

第4条（利用者への周知）

1 取扱加盟店は、商品券取引が可能であることを示すため、次の各号を、利用者の見やすい場所に掲示するものとします。

（1）ステッカー

（2）二次元バーコード

2 取扱加盟店は、店舗以外の場所で前項による掲示を行う場合は、あらかじめ事務局の承諾を得るものとします。

3 取扱加盟店は、事務局から掲示の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに改善するものとします。

第5条（取引の取消による返金の禁止）

取扱加盟店は、利用者から商品券取引の取消しについて申し出があった場合、いかなる事情であっても、取消しに応じて返金対応することはできないものとします。

第6条（事務局による調査への協力）

不適切な商品券取引の疑いがある事例が発生し、事務局が商品券の利用状況等の調査協力を求めた場合は、取扱加盟店はこれに協力するものとします。

第7条（売上債権の譲渡）

商品券取引に基づき取扱加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続に起因する遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（精算）

商品券精算は、事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに基づく価額を、取扱加盟店からの請求額とみなし、取扱加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

第9条（不正事例の精算）

1 取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反して商品券取引を行った疑いがある場合は、事務局は調査が完了するまで商品券精算額の支払いを保留することができるものとし、調査開始より20日経過または2026年11月20日までにその疑いが解消しない場合には、商品券精算を無効とすることができるものとします。

2 第6条の規定に基づき、取扱加盟店は事務局の調査に速やかに協力するものとします。事務局は、調査完了後、適正と認めた額の範囲内で商品券精算に応じるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第10条（加盟店登録の取消し）

事務局は、取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反して商品券取引を行った疑いにより第6条の規定に基づく調査の対象になった場合、当該取扱加盟店に対して登録の取消し処分を必要に応じて課することができるものとします。

第11条（事務局の免責事項）

次に掲げる事項により、取扱加盟店に逸失利益、機会損失等による損害が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

- ・本規約に反する行為が確認された場合
- ・事務局の指示に従わない場合
- ・第3条第4項に掲げる他、不可抗力により商品券取引を行うことができない場合

第12条（規約の変更）

本規約は随時変更する可能性があります。この場合、本契約は変更後の規約により履行するものとします。

第13条（業務委託）

本契約に基づく業務の一部を第三者に委託することがあります。

第14条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

取扱加盟店は本契約に関して、事業主体との間で紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第16条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は2026年12月31日までとします。

附則

（施行期日）

- 1 この規約は、2026年7月10日から施行する。

（本事業に関するお問い合わせ）

辰野町プレミアム商品券事務局（サポートセンター）

電話 026-217-2708（受付時間：平日 10:00 ～ 12:00 / 13:00 ～ 17:00）

お盆期間休業：2026年8月13日（木）～2026年8月16日（日）[8月17日(月)より通常営業]

辰野町プレミアム付デジタル商品券 取扱加盟店 募集要項

事業の目的

辰野町は、物価高騰等の影響を受けている住民に対する家計支援として、電子クーポンによる「辰野町プレミアム付デジタル商品券」を発行する。

I 辰野町プレミアム付デジタル商品券について

1 事業概要

- ①名 称 辰野町プレミアム付デジタル商品券（通称：プレミアム商品券）（以下「商品券」という。）
- ②発 行 者 辰野町プレミアム商品券事務局（以下「事務局」という。）
- ③発 行 額 65,000 千円（プレミアム率 30%）
- ④発 行 総 数 5,000 セット（電子クーポンで発行）
- ⑤販 売 価 格 1 セット 10,000 円（額面 13,000 円分）
- ⑥額面 13,000 円分の内訳 全額全店舗共通利用可能
- ⑦購入申込受付・販売期間 2026 年 8 月 10 日(月) ～ 2026 年 10 月 31 日(土)
※状況により変更することがあります。
- ⑧利 用 期 間 2026 年 9 月 1 日(火) ～ 2026 年 10 月 31 日(土)
※状況により変更することがあります。
- ⑨販 売 方 法 特設ウェブサイトにおいてクレジットカード決済により販売
- ⑩購 入 制 限 一人当たり 5 万円（5 口）（購入申込の上限）
※実際の購入上限は、抽選の結果上記に満たないこととなる場合がある
- ⑩利用可能店舗 II-3-(3)により取扱加盟店として登録した店舗

2 対象となる事業者

辰野町内に店舗があり、一般消費者向けに事業を行っている全ての事業者（下記、3 対象とならない事業者に示す者を除く。）。ただし、「3 対象とならない事業者③及び ④」に記す商品の売上計上に際し、商品券を用いることはできない。

例) 飲食店、理美容院、小売店、宿泊施設、タクシー・運転代行、トレーニングジム、旅行会社、リフォーム業者など

3 対象とならない事業者

- ①移動販売・訪問販売・通信販売など、辰野町内に実店舗がない事業者
- ②会員制販売など、広く一般消費者が対象とならない事業者
- ③株券・保険などの金融商品又は宝くじなどの当せん金付証票のみを扱う事業者
- ④たばこ・電子たばこ・行政指定ゴミ袋など法律や条例で定価販売が定められている商品、または換金性の高い商品（各種商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカード等）のみを扱う事業者
- ⑤性風俗関連特殊営業に関わる事業者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する 暴力団並びに同条第 6 号に規定する暴力団員及び辰野町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者並びに警察当局から排除要請を受けた者
- ⑦上記のほか、辰野町または事務局が適切でないと判断した事業者

4 商品券の利用対象にならないもの

- ① 公共料金又は公租課税の支払い
- ② 換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙など）代金の支払い
- ③ たばこ事業法第2条第1項第3号に規定するたばこの購入代金の支払い
- ④ 不動産取引
- ⑤ 出資や債務の支払い
- ⑥ 仕入等の事業用取引
- ⑦ 公的医療保険または公的介護保険の自己負担部分
- ⑧ 電子マネー等へのチャージ
- ⑨ その他、辰野町または事務局が不適切と認められる支払い

II 取扱加盟店の募集概要

1 参加資格

I-2 に記載のとおり。

2 取扱加盟店の遵守事項

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 「辰野町プレミアム付デジタル商品券加盟店規約」（以下「規約」という。）及び、事務局からの指示に従うこと。
- ② 取扱加盟店は、利用者（当該取扱加盟店の関係者を除く。）が提示した商品券により、物品の販売ならびに役務提供等を行うこととし、それ以外の用途で商品券を利用してはならないものとする。
- ③ 商品券取引において、不足額が生じる場合は、現金等にて合算して精算すること。
- ④ 取扱加盟店であることを明示する為、ステッカー、二次元バーコード等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ⑤ 精算額に意義がある場合は、入金後1週間以内に申し出ること。
- ⑥ 不正利用の疑いがあるときは、利用を拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を事務局にも報告すること。
- ⑦ 取扱マニュアルに掲載する商品券精算画面、精算方法については、商品券を取り扱うすべての従業員等に周知すること。

3 申込手順

（1）申込方法（電子申請）

専用HP（取扱加盟店登録用サイト）：https://j-lppf2.jp/tatsuno_premium/

※電子申請が難しい場合は、事務局へご相談ください。

（2）申込期間

2026年7月10日（金） から 2026年10月31日（土）まで

（3）登録・承認

申込みのあった事業者については、承認審査の上、適正と判断された事業者を事務局にて取扱加盟店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 事務局が取扱加盟店として不適当であると判断した場合

（4）その他留意事項

- ① 取扱加盟店の情報は「商品券の使えるお店」として、購入者向けのウェブサイトなどに掲載します。
- ② 取扱加盟店向けの取扱マニュアル・ステッカー・二次元バーコード等を作成し、発送します。
申請後2週間以内を目安としますが申請状況によりお時間を頂いてしまう場合もあります。
- ③ 商品券の取扱い、精算の方法など詳細については、後日配布する取扱マニュアルを参照してください。

- ④規約、本要項に違反する行為が認められた場合、取扱加盟店の登録取消、精算金額の減額が生じる場合があります。
- なお、違反行為により損害が生じた場合は賠償金を請求する場合があります。
- ⑤規約、本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、辰野町及び事務局がその都度対応を決定します。
- ⑥本事業のためにデザインされた広報告知物の利用については事前に事務局の承認が必要となります。ただし、本事業のためにデザインされたロゴ等を専用 HP「素材ダウンロード」からご利用いただく場合の事前承諾は不要です。
- ⑦本要項は、辰野町または事務局の方針により変更される可能性がある事をご承知おきください。

Ⅲ 精算について

1 精算方法

商品券取引の手順と商品券精算の方法については以下のとおりです。

【商品券取引の手順】

- ①取扱加盟店において、事務局が発送した二次元バーコードを掲示してください。
- ②利用者がスマートフォンにて、二次元バーコードを読み取ります。
- ③利用者に決済金額の入力を促し、入力された決済金額を確認してください。
- ④利用者が決済ボタン（「支払う」ボタン）を押すことで、決済が完了します。
- ⑤支払完了画面を再度確認いただき、画面に表示されている取扱加盟店名、決済金額、取引日時等を確認してください。必要に応じて、決済金額、番号を控えてください。なお、取扱加盟店の管理画面でも商品券の決済履歴等を確認することができます。

【商品券精算の方法】

- ①口座振り込みにより支払います。振込手数料は事務局にて負担します。
- ②以下に示す精算スケジュールにより、振込予定日までに支払います。
- ③精算額に異議がある場合は、支払日から1週間以内に申し出てください。1週間経過後の異議申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

2 精算スケジュール

※予定スケジュールのため、変更になる場合があります。

確定版スケジュールについては、事業専用 web ページにてご確認ください。

電子クーポン利用期間			振込予定日
2026 年 9 月 1 日	～	2026 年 9 月 30 日	2026 年 11 月 16 日(月)
2026 年 10 月 1 日	～	2026 年 10 月 31 日	2026 年 12 月 16 日(水)

【本事業の問い合わせ先】

辰野町プレミアム商品券事務局（サポートセンター）

電話 026-217-2708（受付時間：平日 10:00 ～ 12:00 / 13:00 ～ 17:00）

お盆期間休業：2026年8月13日（木）～2026年8月16日（日）[8月17日(月)より通常営業]

個人情報の取扱いに関する事項

辰野町プレミアム付デジタル商品券事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」及び株式会社 JTB（本事業受託者）が定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のように取扱い、保護に努めます。

事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用します。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで利用します。

取扱加盟店から取得した辰野町プレミアム付デジタル商品券における個人情報の利用目的

- ①取扱加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ②取扱加盟店の登録業務のため
- ③取扱加盟店に対する情報提供のため
- ④必要物資の配送作業のため
- ⑤商品券の管理、精算、それに付随する業務のため
- ⑥情報の集計、分析、調査等のため
- ⑦関係機関への報告等を行うため
- ⑧国や長野県、自治体が行う事業の円滑な運営及び施策の周知・広報のため

委託について

事務局が取扱う個人情報について、事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結の上、当該委託先の業務について監督します。

第三者提供について

保有する個人情報を第三者等に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ①法令に基づく場合又は人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ③国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- ④国や長野県、自治体が行う事業の円滑な運営及び、効果的な事業推進に資すると判断したとき

個人情報取扱事業者の名称、所在地及び個人情報保護管理者について

- ・名称：辰野町プレミアム商品券事務局
- ・所在地：長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル 1 階
- ・個人情報保護管理者：板倉 吉孝
- ・連絡先：026-217-2708

個人情報の開示等に関する請求について

- ①事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います）を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答します。
- ②開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

- ・住所：長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル 1 階
- ・電話：026-217-2708
- ・名称：辰野町プレミアム商品券事務局 個人情報相談窓口

個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業（辰野町プレミアム付デジタル商品券）をご利用できません。あらかじめご了承ください。

個人情報の有事対応

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡いたします。安全確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止するとともに、状況に応じてホームページ等で事実関係を公表します。